平成２１年（フ）第１８１３号
埼玉県戸田市下前１丁目７番７―401号
債務者　落合　貴子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７号
埼玉県蕨市南町３丁目20番４号　第３ヒルズ土井402号
債務者　西山きよ子（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２４号
北海道稚内市末広３丁目１番11号
債務者　佐々木　進
1　決定年月日時　平成22年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第１８号
山形県西置賜郡小国町大字片貝167番地
債務者　佐藤　　宏
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２号
滋賀県長浜市大依町502番地
債務者　久保田峰敏
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
岡山県倉敷市中畝２―12―28、住民票上の住所岡山県総社市中原878番地１
債務者　田渕　孝一
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
岡山県倉敷市帯高505番地
債務者　平野　和子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第４０７７号
札幌市豊平区美園７条１丁目１番６―402号
債務者　太田　和美（旧姓塩俵）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１０４号
札幌市西区発寒３条３丁目６番62号　さっけんパレスＡ―102号
債務者　船尾　秀美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２４５号
札幌市北区新琴似２条２丁目５番16号
債務者　細川　一久
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３４０号
札幌市北区太平５条４丁目４番12号
債務者　高浜　百合
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３８３号
札幌市東区東雁来10条２丁目４番17号
債務者　政本　直美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３９１号
札幌市白石区南郷通15丁目南１番32号　アムール南郷402号
債務者　石澤　理砂（旧姓松浦）
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４号
札幌市西区山の手２条４丁目３番２号
債務者　牛木　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３号
札幌市北区麻生町３丁目１番２号　そしある麻生館301号
債務者　高屋敷輝巳
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７号
札幌市中央区南８条西12丁目１番１―402号
債務者　北村　佳美
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９１号
札幌市豊平区旭町１丁目１番24―308号
債務者　杉村あゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０１号
北海道江別市向ケ丘49番地の14
債務者　西田　高廣
1　決定年月日時　平成22年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部